（前のページより続き）

〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について
（厚生労働省）
〔資　料〕
日本と世界の天候（平成二十三年二月）
（速報）（気象庁）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
有権者申出方、司法書士懲戒処分、
前払式支払手段発行者の発行保証金
に係る仮配当表、前払式支払手段発
行者の発行保証金に係る権利の実行
に関する意見聴取会、職員の免職処
分、個別労働関係紛争解決手続実施
団体指定関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、
再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省　令

○厚生労働省令第二十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

附則第四条第一項中「第一条各号」を「第一条の二各号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十一条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十九条第三項」を「第三十一条第三項」に改める。

第二条中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三条中「第二十三条第四項」を「第四十四条第四項」に改める。

別記様式表中「第33条第2項」を「第44条第2項」に改め、同様式裏中「第33条」を「第44条」に、「届出使用者又は第26条第1項」を「第1種特定化学物質等取扱事業者又は第35条第1項」に、「第22条」を「第34条」に、「第45条」を「第60条」に、「第33条第1項」を「第44条第1項」に、「第46条」を「第61条」に、「第43条第3号、第44条」を「第58条第3号、第59条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○防衛省令第二号

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項ただし書の規定に基づき、防衛省の職員の育児休業等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

防衛省の職員の育児休業等に関する省令の一部を改正する省令

防衛省の職員の育児休業等に関する省令（平成二十二年防衛省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる場合における休暇」の下に「（常時勤務することを要しない職員にあっては、これに相当する休暇）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○公正取引委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成十三年三月二十三日公正取引委員会告示第九号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定に基づき、閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十五日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号　中央合同庁舎第六号館Ｂ棟　公正取引委員会事務総局官房総務課内

○総務省告示第九十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、同法第二条第九項に規定する統計基準として、季節調整法の適用に当たっての統計基準を次のように定め、平成二十三年五月一日から施行する。

平成二十三年三月二十五日

総務大臣　片山　善博

季節調整法の適用に当たっての統計基準

1　季節調整法を適用する場合の手法

季節調整法を適用する場合は、手法の適切性について国際的に一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する（X－12－ＡＲＩＭＡ等）。

2　季節調整法の適用に関する公表事項

(1)　季節調整法の適用に当たっては、次に掲げる季節調整法の運用に関する情報を、季節調整値と併せてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

①手法の名称

②推計に使用するデータ期間

③オプション等の設定内容及び設定理由

④オプション等の見直しの頻度及び時期

⑤季節調整値の改定の頻度及び時期並びに改定の対象とするデータ期間

⑥その他参考となるべき事項

(2)　前記(1)の場合において、オプション等の設定内容について重大な変更があるときは、変更の影響（例えば変更前に公表された季節調整値と変更後の季節調整値の差異）を併せて公表するものとする。

3　手法を変更した場合の公表事項

適用している手法を変更するときは、あらかじめ、変更内容、変更理由及び変更の影響（例えば旧手法による季節調整値と新手法による季節調整値の差異）を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。